

3. 下水道公社の収支の推移

(1) 収入の部について

(単位：千円)

	平成12年度 (H12/4～H13/3)	平成13年度 (H13/4～H14/3)	平成14年度 (H14/4～H15/3)
1.基本財産運用収入 (受取利息)	179	135	62
2-1.流域下水道運転 管理受託収入	4,370,829	4,125,357	4,464,710
2-2.アメニティ下水 道運転管理受託収入	14,897	15,068	15,387
3.雑収入(受取利息 他)	1,038	308	80
4.退職給与引当預金 取崩収入	8,394		
合計	4,395,338	4,140,869	4,480,240

2-1の流域下水道運転管理受託収入の内訳は、つぎのとおりである。

(単位：千円)

	平成12年度 (H12/4～H13/3)	平成13年度 (H13/4～H14/3)	平成14年度 (H14/4～H15/3)
桂川右岸流域・洛西浄 化センター	1,883,849	1,664,281	1,770,178
木津川流域・洛南浄化 センター	1,440,438	1,425,764	1,625,967
宮津湾流域・宮津湾浄 化センター	334,010	312,714	318,853
桂川中流流域・南丹浄 化センター	174,891	177,497	188,763
木津川上流流域・木津 川上流浄化センター	419,543	439,285	462,154
総務管理費	118,098	105,814	98,795
合計	4,370,829	4,125,357	4,464,710

(2) 支出の部について

(単位：千円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	
	(H12/4～H13/3)	(H13/4～H14/3)	(H14/4～H15/3)	構成比
1.事業費	4,271,505	4,034,610	4,379,845	97.8
[内訳]				
①桂川右岸流域・洛西 浄化センター	1,885,848	1,664,281	1,770,178	39.5
②木津川流域・洛南浄 化センター	1,442,315	1,425,764	1,624,509	36.3
③宮津湾流域・宮津湾 浄化センター	334,010	312,713	318,853	7.1
④桂川中流流域・南丹 浄化センター	174,891	177,497	188,763	4.2
⑤木津川上流流域・木 津川上流浄化センター	419,543	439,285	462,153	10.3
⑥アメニティ下水道運 転管理受託運営費	14,897	15,068	15,386	0.3
2.管理費	119,788	106,142	98,937	2.2
[内訳]				
報酬	7,974	8,368	6,417	0.1
給与	50,503	45,085	41,607	0.9
職員手当	36,473	32,383	27,488	0.6
共済費	4,887	4,355	8,430	0.2
委託料	2,419	2,857	2,375	0.1
賃借料等	1,174	1,165	1,168	0.0
公租公課	5,451	4,934	4,572	0.1
退職金	2,568	-	-	-
その他諸経費	8,339	6,995	6,880	0.2
3.特定預金支出(退職給 与引当預金支出)	4,043	115	1,458	0.0
合計	4,395,338	4,140,869	4,480,240	100.0

上記の表から明らかなように、総支出額のなかで、1の事業費の占める割合は97.8%と相当高く、そのなかでも、桂川右岸流域を担当する洛西浄化センター、木津川流域を担当する洛南浄化センターの占める割合が高い。管理費は、年間1億円程度の支出であるが、全体のなかで占める割合は2.2%と低いことがわかる。

上記表のうち、平成14年度（H14/4～H15/3）における1の事業費に関する詳細はつぎのとおりである。

(単位：千円)

	①桂川右岸・洛西浄化センター	②木津川・洛南浄化センター	③宮津湾・宮津湾浄化センター	④桂川中流・南丹浄化センター	⑤木津川上流・木津川上流浄化センター	⑥アメニティ下水道運転管理受託運営費	合計	構成比
給料	55,283	42,428	19,123	13,181	24,935	—	154,950	3.54
職員手当	37,289	28,160	12,876	7,736	16,316	—	102,377	2.34
共済費	9,899	7,876	3,367	2,373	4,418	—	27,933	0.64
消耗品費	45,880	23,932	6,866	5,544	7,612	112	89,946	2.05
燃料費	5,329	503	19	12	336	—	6,199	0.14
印刷製本費	2,352	2,537	787	522	451	12	6,661	0.15
電力料	363,614	247,463	23,294	18,859	50,423	3,147	706,800	16.14
上水道料	7,146	804	2,648	221	1,491	59	12,369	0.28
修繕料	456,314	331,439	30,144	6,357	3,106	1,846	829,206	18.93
薬品費	55,199	42,800	9,395	4,727	17,831	126	130,078	2.97
焼却灰・脱水ケーキ等運搬費	9,911	12,984	12,939	3,600	10,398	—	49,832	1.14
焼却灰・脱水ケーキ等処分費	28,015	80,721	24,945	10,134	64,389	—	208,204	4.75
委託料	676,797	789,552	166,526	112,528	249,456	10,038	2,004,897	45.78
工事請負費等	9,037	4,497	1,362	—	6,615	—	21,511	0.49
公租公課	5,697	4,880	1,918	1,227	2,453	31	16,206	0.37
その他	2,416	3,933	2,644	1,742	1,923	15	12,673	0.29
合計	1,770,178	1,624,509	318,853	188,763	462,153	15,386	4,379,845	100.00

上の表から明らかなように、下水道公社における主要な支出項目は、つぎの5つであることがわかる。

委託料	45.78%
修繕料	18.93%
電力量	16.14%
人件費	6.52% (= 3.54% + 2.34% + 0.64%)
汚泥処理費	5.89% (= 1.14% + 4.75%)

汚泥処理コストの一部は、委託料等にも含まれている。

したがって、下水道公社におけるコスト削減を実施し、より効率的・効果的な経営をなすうか否かは、上記5項目について、いかにコスト削減できるかに左右されることになる。なお、コスト削減に伴い、放流水の質的レベルが低下するものであってはならないことは、いうまでもない。そこで、後述するが、上記5項目に焦点を絞り検討を加えることとする。

(3) 貸借対照表と財産目録について

下水道公社は、貸借対照表を作成している。下水道公社においては、固定的な資産を有さず、運転管理業務をその主たる業務としているため、「資産の部」には特段の問題はない。それにもかかわらず、複式簿記の手法に準じて、貸借対照表なるものを作成していること自体は、評価されるべき点である。数期間の比較を行う意味は低いため、直前期の平成15年3月31日現在の財政状態を以下に示しておくことにしたい。

(単位：千円)

資産の部	金額	負債の部	金額
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	876,076	未払金	777,864
立替払金	825	預り金	4,139
前払金	183	仮受金	92,604
流動資産計	877,085	契約保証預り金	2,478
		流動負債計	877,085
2. 固定資産		2. 固定負債	
基本財産		退職給与引当金	10,453
出損金引当普通預金	52,020		
その他の固定資産			
準備金引当預金	60	正味財産の部	
退職給与引当預金	10,453	正味財産	61,010
普及啓蒙事業等積立普通預金	4,000	(うち基本金)	(52020)
福利厚生事業等積立普通預金	4,930		
固定資産計	71,464		
資産合計	948,550	負債および正味財産合計	948,550

下水道会社の会計が、いわゆる企業会計と大きく異なる点は、「正味財産」や「退職給与引当金」に見合う引当預金が、金融機関に預金され確保されている点である。

民間企業においては、このような資金の運用方法は必ずしも効率的なものと評価されない。だから、このような観点からは、下水道会社においては、所有する金融資産（預金）の効率的な運用がなされていない、と考えられるのであるが、公的な性格を有する下水道会社としては、効率的な運用よりも、再投資によるテイク・リスクを避けているものとみることができ、一定の評価ができる。

また、後述するが、リスクを伴う資金運用は、下水道会社寄付行為第8条、および会計規定第20条において規制されており、下水道会社の非効率的ともみえる正味財産等の保管方法は、規定に準拠したものと見える。だから、下水道会社において、より効率的な資金運用を行うとすれば、まず、規定（「寄付行為」）自体を改める必要があることに留意されたい。

さらに、下水道会社においては、各資産・負債について、「財産目録」を作成している。貸借対照表の各勘定科目の相手先明細のようなものである。つぎに示すものがそれである。

(単位：千円)

		金額	
1.	流動資産		
	現金預金	876,076	
	普通預金 京都銀行長岡支店		876,076
	立替払金	825	
	建設事務所負担分他		825
	前払金	183	
	労災・雇用保険		183
		流動資産計	877,085
2.	固定資産		
	基本財産		
	出損金引当普通預金	52,020	52,020
	その他の固定資産		
	準備金引当預金	60	
	京都銀行長岡支店		60
	退職給与引当預金	10,453	
	京都銀行長岡支店		10,453
	普及啓蒙事業等積立普通預金	4,000	
	京都銀行長岡支店		4,000
	福利厚生事業等積立普通預金	4,930	
	京都銀行長岡支店		4,930
		固定資産計	71,464
		資産合計	948,550
1.	流動負債		
	未払金	777,864	
	日本メンテナンス・アリング等		777,864
	預り金	4,139	
	源泉所得税・住民税等		4,139
	仮受金	92,604	
	京都府委託料精算残額		92,604
	契約保証預り金	2,478	
		流動負債計	877,085
2.	固定負債		
	退職給与引当金	10,453	10,453
		負債合計	887,539
	正味財産	61,010	61,010

(4) 正味財産について

下水道会社においては、京都府との委託契約第9条に基づき、「委託料に余剰が生じた場合」、その余剰金を京都府に返還することにされているので、企業会計上「当期利益」に相当する「当期収支差額」は「0」となり、正味財産は増減しない。

これを企業会計的にいえば、いわゆる子会社に相当する「下水道公社」において、企業利益が留保・蓄積されるシステムは採用されていないのである。後述のように、下水道公社におけるコスト削減等に対する一層のモチベーションを高めるためには、このようなシステムには問題があると監査人は考える。しかし、現状の制度下において、下水道公社がいわゆる利益を留保・蓄積することは、京都府との契約違反になるので留意されたい。

以上、下水道公社の概要である。

・下水道公社の現状と問題点

1. 下水道をめぐる法律と京都府下水道公社

(1) 下水道法への準拠性についての検討

わが国においては、明治23年に水道条例が制定され、明治33年に下水道法が制定されたのであるが、下水道の整備は進まなかったようである。戦後、昭和33年、下水道法の抜本的改革が行われ、下水道の目的は、「都市環境の改善を図り、もって都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与する」とこととされ、合流式下水道の整備が重点となった。その後、昭和45年の下水道法の改正では、「公共用水域の保全に資する」という文言が加えられ、河川の汚濁に対する対策が盛り込まれることになった。同年には、水質汚濁防止法が制定された。

平成に入り、環境問題がクローズアップされるようになると、平成5年に環境基本法が制定され、さらに翌平成6年には、安全かつ良質な水道水の供給を確保することを目的として、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律及び特定水道利水障害防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法が制定され、水道水源の水質保全における中核的施設として、下水道が位置づけられるようになった。

また、平成8年の下水道法の改正では、管理に支障のない範囲で下水道管渠内に光ファイバー等を施設させることを可能とし、また、発生汚泥等について、脱水、焼却、再生利用等によりその減量化に努めることなどが盛り込まれた。

さらに、平成11年には、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律により、地方分権を推進するという観点から、権限移譲等の一部改正が行われた。

以上が下水道をめぐる主な法制度の変遷である。

京都府流域下水道は、京都府流域下水道条例（昭和54年7月、京都府条例第23号）により、下水道法第25条の2第1項の規定に基づき設置されている。設置の目的は、都市の健全な発達および生活環境の改善に寄与し、あわせて、公共用水域の水質の保全に資することにある（条例第1条）。

そして、桂川右岸、木津川、宮津湾、桂川中流、木津川上流の5流域を対象とし（条例第2条）、下水道公社に対しその施設の運転管理を委託することとされた（条例第3条）。

監査の結果、京都府下水道公社は、上述のような、下水道法と条例の趣旨にしたがって、下水道の管理運営に関する業務を担っているものと認められた。

(2) 京都府下水道公社における規範「寄付行為」とその準拠性についての検討

京都府下水道公社は、上述の下水道法に準拠しながら、独自の行動規範を明文化している。一般的には馴染みのない用語法ではあるが、その規範は、「寄付行為」とよばれる。

この「寄付行為」は、つぎのような構成になっている。それぞれの規定と実際の運用が一致しているかどうかについて検討した。その結果は、つぎのとおりである。

条文(第※条)	内容	適否
第1章	総則	
1	名称	適
2	事務所	適
3	目的	適
4	事業	適
第2章	資産及び会計	
5	資産の構成	適
6	資産の種別	適
7	基本財産の処分の制限	適
8	資産の管理	適
9	経費の支弁	適
10	事業年度	適
11	事業計画及び予算	適
12	事業報告及び決算	適
13	利益及び損失の処理	該当無し
第3章	役員及び職員	
14	役員の種別及び選任	適
15	役員の職務	適
16	役員の任期	適
17	役員の解任	該当無し
18	職員	適
第4章	理事会	
19	構成	適
20	権能	適
21	招集	適
22	議長	適
23	定足数	適
24	議決	適
25	書面評決等	適
26	議事録	適
第5章	寄付行為の変更及び解散	
27	寄付行為の変更及び解散	該当無し
28	解散及び残余財産の処分	該当無し
第6章	雑則	
29	委任	適

(3) 各規程とその準拠性についての検討

京都府下水道公社は、上述の規範（「寄付行為」）以外に、各種規程を設けている。そこで、各種規程への準拠性を確認した。監査の結果はつぎのとおりである。

規程	適否
理事長の専決事項に関する規程	適
事務決済規程	適
組織規程	適
文書規程	適
公印規程	適
就業規程	適
公社の休日を定める規程	適
役員の報酬, 手当及び費用弁償に関する規程	適
給与等に関する規程	適
旅費規程	適
会計規程	後述参照
特殊勤務手当に関する規程	適
センター所長の専決事項	適
介護欠勤取扱要領	適

また、会計規程についてはより詳細に検討した。監査の結果は、つぎのとおりである。

条文(第※条)	内容	適否	備考
第1章	総則		
1	趣旨	適	
2	適用範囲	適	
3	事業年度及び所属区分	適	
第2章	勘定及び帳簿		
4	勘定科目	適	
5	帳簿等	適	
6	会計機関	適	
7	会計機関の職務	適	
8	書類の保存	適	
第3章	予算		
9	予算の提出	適	
10	予算の流用	適	
11	予備費	適	
第4章	収入及び支出		
12	収入の調定	適	
13	収納	適	
14	入金伝票の発行	適	
15	支出負担行為	適	
16	支払の請求	適	
17	支出の決定	適	
18	支払	適	
19	資金前渡等	適	
20	金銭の運用	適	
21	領収書用紙等の保管	適	
22	金銭の残高照合	適	
第5章	契約		
23	契約	適	
第6章	固定資産		
24	固定資産の定義	該当無し	有形固定資産等は保有していない。
25	取得価額	該当無し	
26	登記	該当無し	
27	減価償却	該当無し	
28	固定資産の管理	該当無し	
29	現物の照合	該当無し	
第7章	物品		
30	物品の定義	適	
31	物品の管理	適	
第8章	決算		
32	決算の完結	適	
33	決算書類	適	
34	監事の監査	適	
35	月例報告	適	
第9章	雑則		
36	委任	適	

下水道会社の会計規定は、その第1章総則第2条において、「会社の経理事務に関しては、法令及び寄付行為、その他の規定に定めるもののほか、公益法人会計基準に準拠するものとする」として、公益法人会計基準への準拠を指示している。そこで、監査人は、公益法人会計基準への準拠性違反の有無についても検討をおこなった。その結果、指摘すべき準拠性違反はなかった。

(4) 下水処理状況とその準拠性についての検討

監査人は、各センターの下水処理状況について、排水基準を遵守しているかどうかについて、検証をおこなった。浄化センターにおいて、実際の検査機器の表示の確認をおこない、また、各種報告書をレビューした。その結果、排水の水質は、法律等により定められた所定の基準よりも相当低い数値に抑えられていることを確認した。

いずれの浄化センターにおいても、有害物質とされるつぎの物質の排出はなされていない。カドミニウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、およびフッ素である。

ほう素、ダイオキシン類、アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素・硝酸性窒素については、微量の検出がなされているが、とくにダイオキシン類は基準値の 8 / 1000 程度である。

有害物質以外のもの（n-ヘキサン抽出物質、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、全窒素、全燐、ニッケル）についても、排水下水に混じっての排出がなされていないか、あるいは基準値よりも相当低い微量の検出がなされている程度である。

総量規制がなされているCOD汚濁負荷量は、基準値の10%（南丹浄化センター）～32%（洛南浄化センター）程度の検出となっている。また、技術上の基準項目とされるpH、BOD、浮遊物質量、大腸菌群数については、基準値よりも相当低い微量の検出がなされている程度であることを確認した。

2. 収入についての検討

下水道公社の事業収入のうち、その主たるものは、京都府からの「受託事業収入」である。

下水道公社の平成14年度の収支計算書には、つぎのとおり記述されている。

(単位：千円)

科目	予算額	決算額	差異
流域下水道運転管理受託収入	4,557,317	4,464,710	92,606

上記差異額については、後述する。

京都府と下水道公社とは、毎年、「委託契約書」に基づく委託契約をおこなっている。平成14年度の委託契約につき、検証をおこなった。契約日は、平成14年 4月 1日である。委託契約書に記載された契約事項は、つぎのとおりである。

委託業務の名称	桂川右岸、木津川、宮津湾、桂川中流及び木津川上流流域下水道の運転管理業務等
委託業務の内容	別途業務処理要領のとおり
委託料	4,861,300,500 円
委託期間	平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
契約保証金	免除

監査人は、下水道公社が、「委託契約書」および同契約書に添付されている「業務処理要領」に準拠して受託業務を適正におこなっているかどうかについて検討した。監査の結果、とくに指摘する事項はなかった。

なお、平成15年 3月14日付けの「変更委託契約書」に基づき、委託料の減額措置がなされている。減額された金額は、303,985,500円である。減額の理由については、下水道公社におけるコスト削減効果に起因するものである、との説明を受けている。

委託契約書および変更委託契約書と、収支計算書記載額とは、つぎのような関係にある。

委託契約書記載金額	4,861,300
変更委託契約書記載金額(減額)	△ 303,985
流域下水道運転管理受託収入(予算額)	4,557,317
補正予算に基づく通知文書による減額	△ 92,606
流域下水道運転管理受託収入(決算額)	4,464,710

上記表のうち、303,985円の減額の主たる対象はつぎのとおりである。

(単位：千円)

項目	増減金額
(全体)	
職員手当等	△ 20,025
(桂川右岸流域)	
委託料	△ 106,326
需用費・薬品費	△ 37,098
需用費・消耗品費	△ 14,678
需用費・電力料	△ 13,101
(木津川流域)	
需用費・電力料	△ 42,849
役務費・手数料	△ 42,156
需用費・薬品費	△ 33,748
その他の増減(消費税含む)	5,996
	△ 303,985

さらに、「補正予算に基づく通知文書による減額」額92,606千円については、平成15年5月19日付の5下第235号文書に基づき、平成15年5月31日に収納書により、京都府に返金されていることを確認した。当該行為は、契約書第9条の規定によるものであり、準拠性違反等はなく、精算は適切になされているものと認められる。なお、主たる減額要因はつぎのとおりである。

(単位：千円)

項目	増減金額
委託料の減少(洛西, 洛南, 宮津, 木津川上流)	27,095
汚泥処理費の減少(洛西, 洛南, 宮津)	23,273
使用電力料の減少(洛西, 洛南, 南丹, 木津川)	16,909
薬品費の減少(洛西, 洛南)	9,843
修繕費の減少(洛南, 宮津, 南丹)	5,593
その他	9,893
計	92,606

ところで、下水道公社の立場からすれば「収入」、京都府の立場からすれば「支出」となる上記の金額は、下水道公社における「支出」の額をもとに算出される仕組みとなっている。

それゆえに、期末時点において、下水道公社に「利益」が留保されることはない。したがって、監査の要点は、下水道公社への支出についてよりもむしろ、下水道公社における支出それ自体を吟味検討することが必要不可欠となる。

そこで以下、下水道公社における「支出」についての検証をおこなった。

3. 支出についての検討

既に指摘したように、下水道公社における主要な支出項目は、つぎの5つである。